

山村振興「関係人口」の視点から

「関係人口」という概念

地方創生ブームの中、各自治体は「定住人口」を増やす施策をこぞって実施していますが、山村地域にとって「移住」は大きなハードルです。そこで、観光など一時的な関わりでの「交流人口」よりも深い関係である「関係人口」という概念が生まれています。

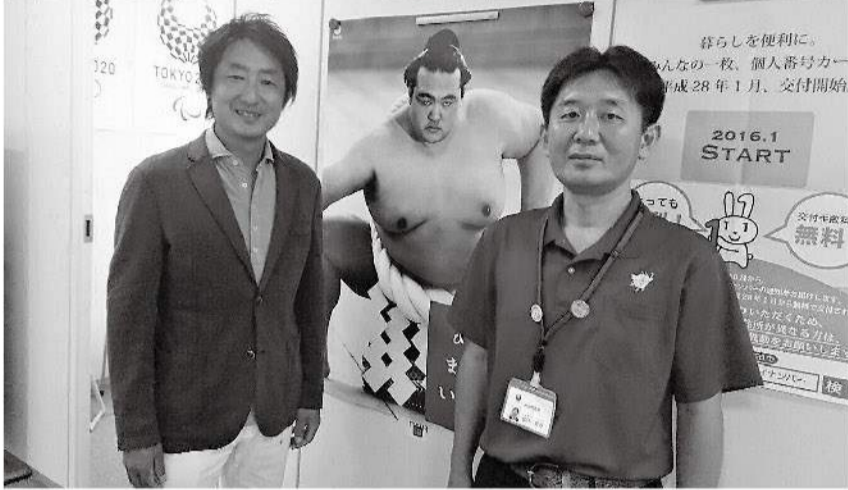
住所は都内にあっても、仕事や生活の拠点を地方に置いて二地域を行き来するなど多様な関わり方を促進する取組みも広がっています。

「トライアル」という発想

後藤は、茨城県の「トリアル移住&二地域居住プロジェクト」を調査。主に都内の企業とタイアップして社員の茨城県への「トリアル(＝お試し)移住」を促進するもの。

企業は、社員が茨城県に暮らしながら仕事ができるよう、サテライトオフィスやテレワークといった多様な働き方ができる拠点を茨城県内に作り出す。

本県でも、みなかみ町が旧幼稚園を活用したサテライトオフィス拠点を整備するなど、「お試し移住」を誘致する取組みが進んでいます。後藤は、従来の企業誘致のあり方にとらわれず、山村地域に柔軟な形で都内企業に関わってもらうような働きかけをすべきと提言しました。



茨城県の二地域居住の取り組みを参考に、本県での「関係人口」拡大を提言

ゴミ減量化先進事例を「点」から「面」に



ゴミ減量化住民説明会で取り組みの意義を熱く語る泉類さん(井野第三公民館)

井野地区の挑戦

井野第三町内会の泉類区長は、かねてから構想していたシンプルな方法での生ゴミの減量化(乾燥)を、町内会ぐるみで取り組むことに挑戦。後藤も県の補助制度を活用するなどの支援をしてきました。

結果、約30世帯が取り組み、生ゴミを約6割減少できるといふ成果が得られています。

先進事例を「点」から「面」に

井野町の挑戦は有効であるものの、県全体では「点」の取り組みに過ぎませんが、この事例を「線」そして「面」として広げていけば、「3キリ運動」のような啓発活動よりも実効性のある政策となりうる可能性を秘めています。

後藤は、ゴミ排出量全国ワーストの汚名返上のためにも、先進的な取り組みを全県に広げていくために県がリーダーシップをとるべきと提言しました。

「ハンドル役」として機能発揮 県産木材利用促進条例

「議員提案」であることの意義

後藤は初当選以来、政務活動費の透明化など、議会改革に熱心に取り組んできましたが、その最終的な目的は、議会を県政の「ハンドル役(政策提言)」「ブレーキ役(チェック)」としての本来の機能を発揮させることにあります。

これまでも県議会は、コンベンション施設計画を一旦白紙に戻し、再検討させるなど、「ブレーキ役」としての機能を果たした場面もありました。

そして、今回のように、県政の方向性を決める重要課題について議員同士が議論して条例提案する「ハンドル役」としての機能を発揮したことは、有意義なことと言えます。

富の「地域内循環」進める施策

この条例の注目すべき点は、「富の地域内循環」に資するということです。後藤が自然エネルギーの促進に力を入れてきたのも、今まで石油など海外からの輸入によるエネルギーから、水や木など「地域にある」資源を使ったエネルギーに転換することにより、地域にお金が回ることになりました。

条例の目的は、地域で育ち、地域の人達が伐採し加工した木材を積極的に利用することにより、「地域にお金を循環」させることにあります。

県民の税金で行う事業が、東京や海外の企業を潤すのではなく、県内企業や農林業を潤すという考え方が本県にも定着することを期待したいところです。

県建築物木造に

条例成立「県産材」利用促進へ

県が整備する公共建築物を原則として木造とする。議員提案の条例が17日の県議会本会議で成立した。施行は来年4月1日。県内で切り出した木材だけでなく、県内で加工したものを含めて「県産木材」と定義し、これらを「率先して使う」と明記した。関東地方最大の森林県として、林業や関連産業の活性化を図るのが狙いだ。

名称は「林業振興と県産材の利用促進条例」。

産材利用促進条例。県産材の利用促進を目的とする。

促進を目的とした都道府県条例は全国で13例目だが、県産材を幅広く定義して木材加工の業界振興を図っているのは広島県に続いてまだ

産材の利用促進に向けて具

体的な数値目標を盛り込んだ方針を作る。